

牛肉輸出に係る EU の森林減少防止に関する規則への対応に関する説明会
(質疑応答)

	質問	回答（※現時点での当省の見解）
1	2020 年 12 月 31 日以降に森林減少していない土地であることを証明する必要があるかと思うが、それ以前から営農している農場で飼育された牛由来の牛肉は、輸出を止められる心配はないのか。	基本的にはご認識のとおり。しかしながら、例えば、2020 年 12 月 31 日以降に規模拡大で牛舎を増設するなどしていないか、確認が必要。
2	これから農場を作る農家向けへの説明はするのか。	どういった方法が可能か検討したい。
3	日本側で動物検疫所などから指摘が入ることはあるのか。	ない。要綱改正もする予定はなく、インポーターが EU のルールに従うにあたって事業者がインポーターの求めに対応していくことが必要と考える。
4	インポーターへ提出する飼料等給与報告書の様式はあるのか。	ない。飼料についての情報は、必ず求められるわけではない。
5	大豆かす以外の飼料に関する情報は求められないのか。また、輸入飼料についての対応は必要か。	EUDR の対象品目のうち、牛の飼料として用いられるものは大豆かすのみ。飼料に関する情報は申告対象ではないが、インポーターから求められる可能性がある。
6	生産者は森林減少に寄与しているか否かについて何らかの追加調査を求められるのか。	インポーターは、例えば、Google Earth Engine 及び EU Forest Observatory で森林減少した土地で生産されているかについて確認できる。EU 加盟国の当局は抽出検査を実施する。現時点で得られている情報からは、この検査で実施される審査において疑問が生じた場合には、必要に応じて第三国も含め、実地監査を含む検査を行えることになってい

		るが、抽出検査が基本と理解している。
7	個人情報の提供に関する事前の同意書について、様式などはあるのか。また、書類で同意を得ておいた方がいいのか。	様式はないため検討したい。言った言わないの話になるため、口頭ではなく紙媒体で同意を得ておく方が望ましいと考えられる。
8	例えば、20 農場保有していれば全てデューデリジェンスが必要か。	EU 向けに輸出している牛肉由来の牛を飼養した農場であれば、全て証明が必要になる。
9	住所の把握について、家畜改良センターの個体識別検索サービスに掲載されている市町村単位でよいのか。それとも番地まで必要なのか。	番地まで必要になるため、家畜改良センターの個体識別検索サービスで検索できる情報のみでは不十分。
10	Google Earth Engine と Forest Observatory を使用して森林減少が一部でも見られた場合は輸出不可となるのか。	EU に提出する飼養地の情報は緯度経度の地点情報であるが、EU 当局が地点情報に基づいてどのように確認を行うのかは現時点では不明。 しかし、森林減少の対象になっていない土地から生産されることが求められているため、提出した 1 地点以外の生産場所において森林減少が見られた場合、要件に適合しないと解釈される可能性はある。
11	生産国における合法性の判断とは誰が主体なのか。	基本的には輸出国が判断する。これについて何か資料等を提出する必要はない。これまでの EU 当局からの説明で、輸出国内で生産され、輸出するものについては基本的に合法と判断されると理解している。
12	認証制度とは外部の認証団体が EUDR に抵触しないことを証明してくれる制度ということか？	認証制度は、EUDR に抵触しないことを証明するものではなく、あくまでリスク評価に活用される。
13	森林減少リスクのレベルに「リスクなし」が追加される改正案が採択されたとのことだが、この「リスクなし」の区分に日本が入ることとは考えられるのか。	本改正案については、EU 内での手続きプロセスにおいて否決されたため、リスクのレベルは「高」、「標準」、「低」で分類される。

14	インポーターによる申告は、何日前からできるのか。	何日前から可能、というものはないが、通関の際には申告したデューデリジェンスステートメントの番号が必要になる。
----	--------------------------	--